

山口県環境負荷低減事業活動認定実施要領

制定 令和5年3月31日 令4農水政策第882号

(目的)

第1 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。))に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。))の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。))、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。))、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(令和4年9月15日4環バ第161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知。以下「ガイドライン」という。))および山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(以下「県基本計画」という。))に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画)

第2 実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画に掲げるいずれかの事業活動であること
 - ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動(1号活動)
 - ②温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動(2号活動)
 - ③別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動(3号活動)
- (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

(実施計画の作成)

第3 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、原則として、別記様式第1号(環境負荷低減事業活動の実施に関する計画)によるものとする。

なお、分野別の円滑な運用等を考慮して、分野別の実施計画等を別途定めることができるものとする。その場合、前項に掲げる記載項目を満たすことに留意するものとする。

(実施計画の提出)

第4 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第2号(環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書)を知事に提出するものとする。

(実施計画の認定)

第5 知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項、基本方針及びガイドラインに則して行うものとする。

2 申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第3号(環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書)により通知するものとするとともに、申請者の関係市町長に通知するものとする。

3 実施計画の認定期間は、認定を受けた日から5年間とする。

4 認定しなかった場合にあっては、別記様式第4号(環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書)により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(実施計画の変更)

第6 法第20条第1項の規定に基づき認定を受けた者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別記様式第5号(環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書)を知事に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画および変更前の実施計画の実施状況報告書(別記様式第6号)、その他必要な書類を添付するものとする。

2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第5の手続を準用する。

3 法第20条第2項に基づき、認定を受けた農林漁業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第7号(環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書)により、届け出るものとする。なお、軽微な変更は次に掲げるものとする。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更

(2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6カ月以内の変更

(3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの

(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

(認定計画の認定の取消し)

第7 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消したときは、農林漁業者に認定取消通知書(別記様式第8号)を交付する。

(実施状況の報告)

第8 認定を受けた農林漁業者は、年度ごとの実施計画の達成状況等について、実施計画実施状況報告(別記様式第9号)により、4月末までに知事に提出するものとする。

(書類の提出先)

第9 書類の提出先は、以下のとおりとする。

提出先	備考
農林水産政策課	○ 畜産、林業、水産の各分野については、以下の担当部署と事前協議後、提出。なお別に定める事項がある場合は、それに準じるものとする。 <ul style="list-style-type: none">・ 畜産業に関すること：畜産振興課・ 林業に関すること：森林企画課・ 漁業に関すること：水産振興課・ 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関すること：ぶちうまやまぐち推進課
農業振興課	○ 農業に関すること

(その他)

第10 その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年(2023年)3月31日から施行する。